

自然災害により被災された受験生の皆さまへ 2027年度入学試験 特別措置について

本学受験者・入学者への取り扱いについて

学校法人香川栄養学園（日本栄養大学大学院、日本栄養大学、日本栄養大学短期大学部）は、自然災害により被害を受けた 2027年度入学者選抜の本学受験者、入学予定者に対して、罹災証明書（公的機関発行の証明）と本学指定の罹災届の提出をもって以下の特別支援措置を実施いたします。

1. 特別支援措置について

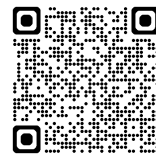
対象は、災害当時に家計支持者や受験者・入学予定者が、以下の（１）該当地域に居住している方になります。罹災証明書（公的機関発行の証明）と本学（日本栄養大学大学院、日本栄養大学、日本栄養大学短期大学部）指定の罹災届の提出により申請してください。

（１）該当地域

独立行政法人 日本学生支援機構の Web サイトに掲載されている「1 年以内の災害救助法適用地域」を対象とします。

以下 URL、または、右の QR より、災害救助法適用地域一覧をご参照ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>



（２）特別支援措置の内容

①該当地域からの出願者には、必要書類の提出により入学検定料を免除します。

②該当地域からの被災世帯の入学予定者には、罹災状況により、入学初年度の学費等（入学金、授業料、実験実習教育研究費、施設費）を下表（３）罹災状況による支援措置に則り免除します。***諸経費・学用品費は対象外です。**

（３）罹災状況による支援措置

減免種別	生計を共にする保護者宅が被災	生計を共にする保護者が被災	免除額
1 種	全壊・全焼	死亡（行方不明者を含む）	学費等の全額相当
2 種	半壊・半焼（状況により判断）	負傷（受傷程度により判断）	学費等の約半額相当
3 種	一部損壊、損傷（状況により判断）	負傷（受傷程度により判断）	入学金免除相当
その他	本人または家計支持者の居住地が原発事故等の警戒区域又は計画的避難区域に指定されている		具体的状況による

2. 手続きについて（出願登録前に入試広報課までご連絡ください）

（１）入学検定料の免除 → 出願時に申請（入学検定料納入後の申請はお受けできません）

【必要書類】

①罹災証明書（原本）*原本が提出できない場合はコピーでも可。

②罹災届（本学所定の様式）

【申請方法等】

上記①・②を出願書類に同封し、提出してください。入学検定料は納入しないでください。

申請期間は該当選抜区分の出願期間とします。

（2）入学初年度の学費減免 → 入学手続時に申請

【必要書類】

①罹災証明書（原本）

原本が提出できない場合はコピーでも可。

入学検定料免除申請時に提出している場合は不要。

②罹災届（本学所定の様式）

③保護者の収入に関する証明書のコピー

申請時直近の「源泉徴収票」もしくは「確定申告書（公的機関の受付印があるもの）」

④罹災状況がわかる証明書

減免種別：1 種・その他……その旨の記載のある公的証明書（原本）

減免種別：2・3 種………修繕費用の領収書のコピー

【申請方法等】

上記①～④を郵送にて提出してください。申請可能期間は、入学手続期限と同様です。提出いただいた書類を照合し、支援措置決定後に「特別支援措置決定通知」を送付します。

3. 申請・問い合わせ先

大学、短期大学部…入試広報課	電話：049-282-7331	〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21
大学院……………大学院教務課	電話：049-284-3867	〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21